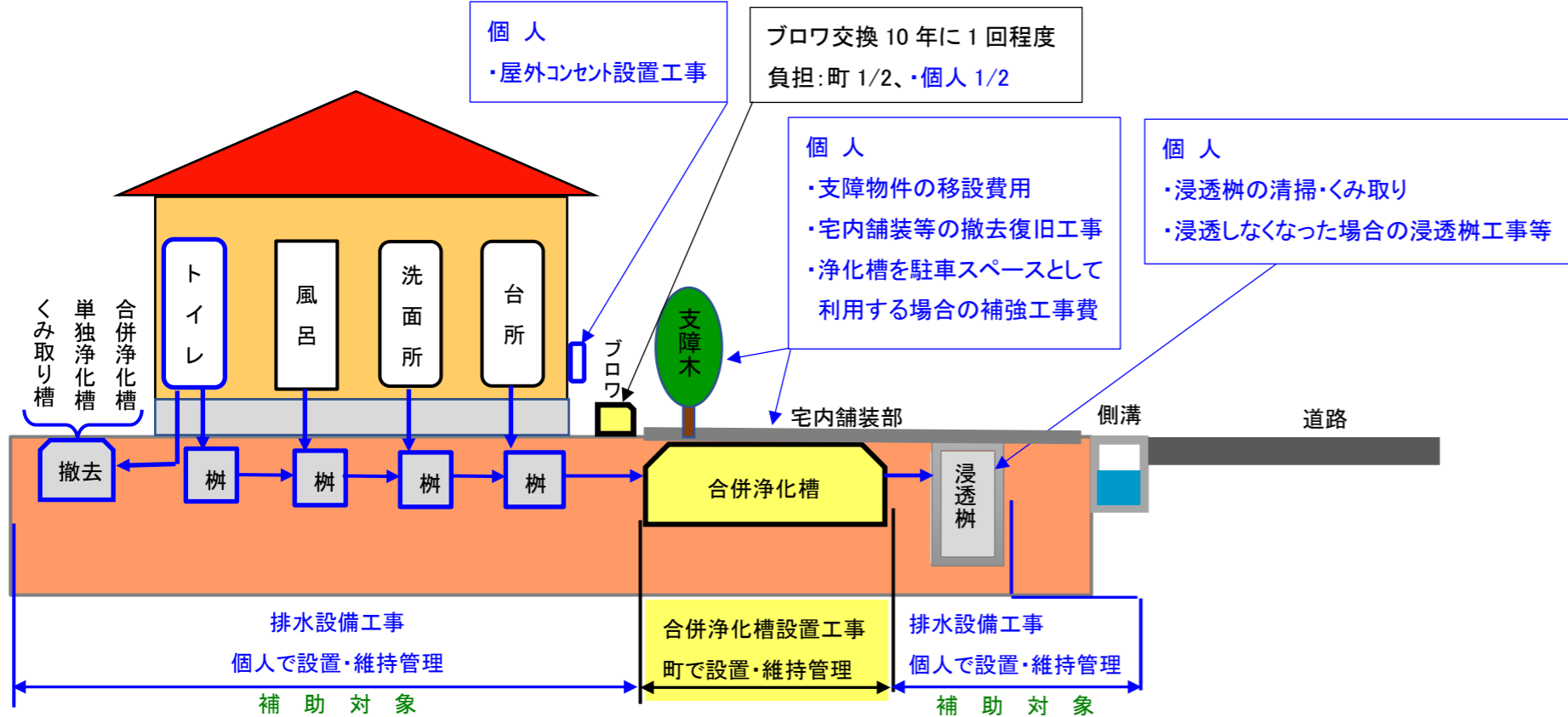


公共浄化槽(町設置型浄化槽)事業について



補助・助成制度

浄化槽普及促進補助制度

項目	補助金上限額
単独浄化槽の撤去	150,000 円
くみ取り槽の撤去	120,000 円
合併浄化槽の撤去	150,000 円
宅内配管工事費用	330,000 円

- 個人**
- ・分担金(合併浄化槽設置工事費の1割程度)
 - ・浄化槽使用料
- 工事費
- ・支障物の撤去、移転、復旧工事(庭木・舗装部等)
 - ・トイレ水洗化工事等
 - ・排水設備工事(屋内・屋外)
 - ・ブロワ用屋外コンセント設置工事
 - ・くみ取り槽又は浄化槽の撤去・処分
 - ・浸透しなくなった場合の浸透柵工事等
 - ・浄化槽を駐車スペースとして利用する場合の補強工事等(分担金とは別に増高経費として徴収)
- 維持管理
- ・ブロワ電気代
 - ・浸透柵清掃・くみ取り
- その他
- ・ブロワ交換費:1回/10年程度 1/2負担

- 町**
- 合併浄化槽設置工事(分担金徴収)
- 維持管理(使用料徴収)
- ・保守点検:4回/年
 - ・清掃・くみ取り:1回/年
 - ・11条法定検査:1回/年
 - ・ブロワ及び浄化槽消耗品等代
 - ・7条法定検査:1回/設置時
- その他
- ・ブロワ交換費:1回/10年程度 1/2負担

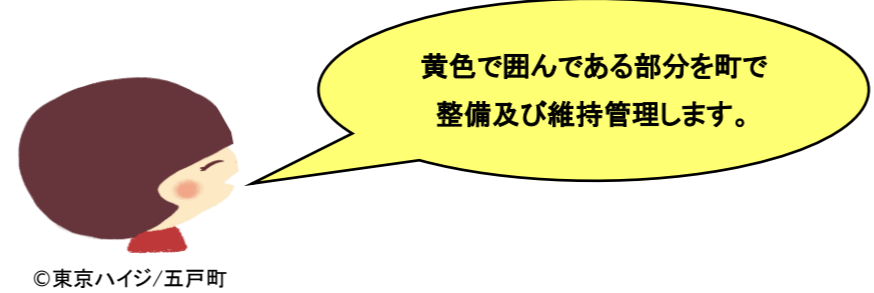
- 分担金**
- ・5人槽 : 90,000 円
 - ・7人槽 : 110,000 円
 - ・10人槽 : 150,000 円
- 使用料(税込み)**
- ・5人槽 : 4,510 円/月(54,120/年)
 - ・7人槽 : 5,280 円/月(63,360/年)
 - ・10人槽 : 6,820 円/月(81,840/年)

人槽の算定は日本産業規格の尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準による。

○建築用途が住宅の場合

- ・5人槽 : 延床面積が130㎡(約40坪)以下の場合
- ・7人槽 : 延床面積が130㎡(約40坪)超えの場合
- ・10人槽 : 台所が2ヶ所以上でかつ、浴室が2ヶ所以上の場合

※使用人員等によっては、7人槽から5人槽に変更できる場合があります。



ご質問等は、五戸町都市計画課へお問い合わせください。
TEL:0178-62-7962(直通)